

【養育医療申請にあたって必要なもの】

保護者用

必要な書類	お気を付けいただきたいこと
	①養育医療給付申請書 ご家族にて記入します。
	②養育医療意見書 病院の主治医にて記入してもらいます。 入院中に提出できるよう作成を依頼してください。
	③世帯調書 生計を一にするご家族全員について記入してください。 赤ちゃんも含めます。
④-1 同意書 マイナンバー	<p>銚田市で所得・課税情報を確認できない方にご用意いただきます。 ※未申告の方は、申告してください。</p> <p>必要年度の1月1日に銚田市にお住まいではない方で、申告されている方は、マイナンバーによる情報照会にて市区町村民税の照会を行います。</p>
④-2 課税証明書類 ※④-1が不可の方	<p>銚田市で所得・課税情報を確認できない方にご用意いただきます。 ※未申告の方は、申告してください。</p> <p>マイナンバーによる情報照会ができない方は、次のいずれかをご用意ください。</p> <p>ア 給与収入のみの方…市区町村が交付する市区町村民税（非）課税証明書 イ 給与収入+その他の収入がある方…確定申告書の写し ウ 確定申告をされた方…確定申告書の写し</p> <p>※赤ちゃんの誕生日により必要年度は以下のとおりとなります。</p> <p>現在を、n年度とした場合、 1月～6月生まれ …前年度 n-1年度（n-2年中） 7月～12月生まれ…現年度 n年度（n-1年中）</p>
⑤赤ちゃんの健康保険証	保険証または保険者が発行する資格証明書をご用意ください。
⑥印鑑	申請書へ押印いただきます。 記載事項の訂正が必要となったときに使用します。
⑦受領等委任状兼申出書	マル福制度に該当する方は自己負担金のみの支払いになります。
⑧給付情報提供同意書	未熟児訪問指導を実施する際に健康増進課が活用します。